

保医発第0928002号

平成19年9月28日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局医療課長

(公印省略)

色素性乾皮症に係る遺伝子診断及び先天性高インスリン血症に係る  
遺伝子診断の施設基準に係る事務処理等の留意事項について

平成19年9月28日付け官報において、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第313号）が公布され、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成18年厚生労働省告示第574号。以下「先進告示」という。）に掲げる先進医療に、色素性乾皮症に係る遺伝子診断（第2項第101号）及び先天性高インスリン血症に係る遺伝子診断（同項第102号）の2技術が加えられたが、先進告示第2項第101号ロ（8）及び同項第102号ロ（6）の規定に基づき設置される倫理委員会については、それぞれ同項第101号又は第102号の療養（届出後、最初に実施されるものに限る。）を実施しようとするときには、当該療養の施設基準の届出を行った後、当該療養が実施されるまでの間にあらかじめ開催されるべきものである旨、関係者に対し周知徹底を図られたい。